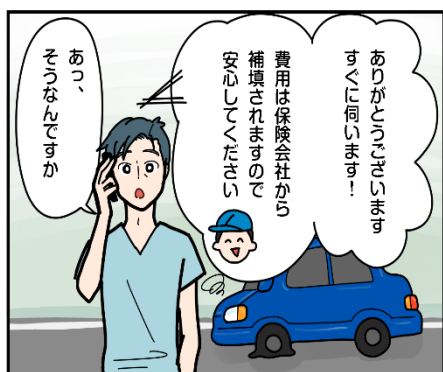
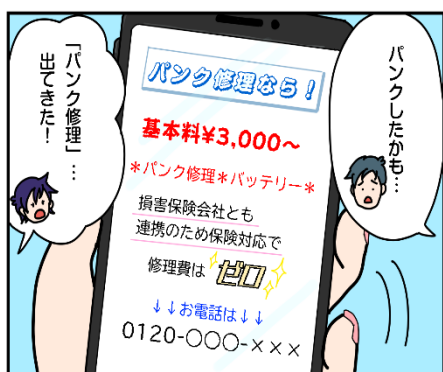


# ハイ！消費生活相談員です



## ネットで見つけたロードサービスに注意(2026年8月号)



広告では適正で低額な料金のロードサービスを行うかのように表示し、実際には高額な料金を請求されたという相談が増えています。

### 【事例1】

外出先で自動車のバッテリーが上がってしまった。ネットで「バッテリー上がり基本料金3千円から」と表示されていた業者に電話をした。作業員は特に説明もせず作業などを行った後、基本料金の他に作業費や点検代、出張費など、合計8万円を請求され、仕方なくクレジットカードで決済した。

### 【事例2】

自動車がパンクしたため、ネット検索した業者に来てもらった。見積もりで8万円と言われ、自動車保険に加入していることを伝えたところ「保険金が出るから請求するように」と言われた。損害保険会社からは「提携業者ではないため支払うことはできない」と断られた。

### 【アドバイス】

- 自動車の故障などが生じた場合は、慌てずに、まずは契約している損害保険会社や保険代理店に問い合わせましょう。自動車トラブルに不慣れな家族とも情報を共有しておきましょう。
- ネットの広告や電話で説明された料金を鵜呑みにせず、出張費用やキャンセル料の有無も確認しましょう。
- 作業前に具体的な作業内容を確認し、見積もりをしてもらいましょう。請求金額に納得できなければ、その場で支払わないようにしましょう。
- 広告の表示額と請求額が大きく異なる場合は、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフが適用できる可能性があります。消費生活センターに相談しましょう。  
(参照：国民生活センター注目情報より)

消費生活に関するご相談は  
草津市消費生活センターまで！

☎077-561-2353 (直通)

または消費者ホットライン ☎188

(※最寄りの相談窓口につながります)